

鈴鹿市地域防災計画（本編）修正概要 新旧対照表

現計画の ページ	修 正 後	修 正 前
38	第2項 市が実施する対策（地域振興部、文化スポーツ部、教育委員会） 1～5 略 6 <u>児童生徒の安否確認の手段の検討（教育委員会）</u> <u>非常時における児童生徒の保護者との連絡手段を検討する。また、災害時における 家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報収集の方法について検討し、保護者との共有に努める。</u>	第2項 市が実施する対策（地域振興部、文化スポーツ部、教育委員会） 1～5 略
39	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 防災情報伝達手段の整備（各部） 市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。 また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 防災情報伝達手段の整備（<u>危機管理部、政策経営部、総務部</u>） 市民に迅速的確に災害情報を提供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。 また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理

(続き)	し、定期的に訓練メールを配信する。 なお、<u>避難所等においては、Wi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める。その情報取得方法の一つとして、地域BWA(ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス)事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。</u> 6・7 略	し、定期的に訓練メールを配信する。 なお、情報取得方法の一つとして、地域BWA(ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス)事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。 6・7 略
46	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1 略 2 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部） <u>訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める。</u> (1)～(3) 略 3～6 略	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1 略 2 市職員を対象とした防災訓練（危機管理部、総務部） (1)～(3) 略 3～6 略
57	第2項 市が実施する対策 1～9 略	第2項 市が実施する対策 1～9 略

(続き)	10 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄空地等の整備などの防災対策の推進に努める。	
60	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会） 市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会） 市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定

(続き)	の基準を満たした避難所) の指定を行う。 また、指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。 (1) ～ (3) 略 (4) 収容避難所の留意事項 ア～オ 略 カ <u>やさしい日本語やピクトグラム</u> (視覚記号) を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。 キ・ク 略	の基準を満たした避難所) の指定を行う。 また、指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。 (1) ～ (3) 略 (4) 収容避難所の留意事項 ア～オ 略 カ <u>ピクトグラム (視覚記号)</u> を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。 キ・ク 略
7 1	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種支援・応援の<u>受入れが可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。</u>	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後においても各種支援・応援の<u>受入が可能な体制整備を目指す。</u>
7 1	第2項 市が実施する対策 (危機管理部、総務部) 1 ～ 6 略 7 三重県広域受援計画への対応	第2項 市が実施する対策 (危機管理部、総務部) 1 ～ 6 略 7 三重県広域受援計画への対応

7 2	上記の各種受援体制を確保するために、<u>三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む。</u> 8・9 略 10 <u>応援時の留意事項</u> <u>被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める。</u>	上記の各種受援体制を確保するために、<u>三重県広域受援計画（平成31年3月）に準ずる包括的な受援計画の策定について検討する。</u> 8・9 略
7 6	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、<u>災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、発災時においても早急に対応できるよう努める。</u>また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略	第2項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略
1 9 0	第2項 市が実施する対策 1～14 略 15 <u>所有者不明土地の利用の円滑化等</u>	第2項 市が実施する対策 1～14 略

(続き)	<u>に関する特別措置法に基づく措置を活用し、備蓄倉空地の整備などの防災対策の推進に努める。</u>	
202	第2項 市が実施する対策 1・2 略 <u>3 空中消火</u> <u>火災の発生状況によっては、陸上における消火活動では鎮圧できないことが予想されるため、三重県防災ヘリコプターを活用するほか、陸上自衛隊の支援を受け、空中消火活動の実施を要請する。</u>	第2項 市が実施する対策 1・2 略
208	第2項 市が実施する対策（地域振興部、文化スポーツ部、教育委員会） 1～5 略 <u>6 児童生徒の安否確認の手段の検討（教育委員会）</u> <u>非常時における児童生徒の保護者との連絡手段を検討する。また、災害時における 家庭訪問に関するルールや実施方法を検討するとともに、児童生徒が避難所に避難した場合の情報収集の方法について検討し、保護者との共有に努める。</u>	第2項 市が実施する対策（地域振興部、文化スポーツ部、教育委員会） 1～5 略
210	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 防災情報伝達手段の整備（各部） 市民に迅速的確に災害情報を提	第2項 市が実施する対策 1～4 略 5 防災情報伝達手段の整備（<u>危機管理部、政策経営部、総務部</u>） 市民に迅速的確に災害情報を提

(続き)	供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。 また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。 なお、<u>避難所等においては、Wi-Fi設備等のインターネット環境の整備に努める。</u>その情報取得方法の一つとして、地域BWA(ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス)事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。 6～8 略	供するため、インターネット、メール、携帯電話、ケーブルテレビ、コミュニティFM等情報媒体の活用を普及・推進する。 また、市職員は災害対応に迅速に対応できるよう、参集メール等に登録を行い、管理者は登録状況を管理し、定期的に訓練メールを配信する。 なお、情報取得方法の一つとして、地域BWA(ブロードバンド・ワイヤレス・アクセス)事業者と協力して整備を行い、地域BWAに対応する無線LAN端末を設置するよう努める。 6～8 略
216	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地	第2項 市が実施する対策 避難対策を実施する際には、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や帰宅困難者に十分配慮し、地域において支援する対策が整備されるように努める。 また、災害時における被災者の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっ旋できるよう整備を図る。 1 避難場所の指定（危機管理部、地

(続き)	域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会) 市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。 また、南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定に基づき、本市の収容避難所の位置付けを明確化し、役割に応じた収容避難所の整備方針の策定し、収容避難所の機能強化を図る。 なお、避難所の指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。 (1) ～ (3) 略	域振興部、文化スポーツ部、健康福祉部、子ども政策部、産業振興部、都市整備部、教育委員会) 市は、警察署及び他の防災関係機関と協議して、避難場所をあらかじめ指定しておく。指定にあたっては、基本法第49条の4第1項の規定に基づき、指定緊急避難場所（洪水や津波等の災害種別ごとに市町が指定する、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所）及び指定避難所（基本法第49条の7第1項の規定に基づき、市町が指定する、規模や構造等政令で定める一定の基準を満たした避難所）の指定を行う。 また、南海トラフ地震（過去最大クラス）の被害想定に基づき、本市の収容避難所の位置付けを明確化し、役割に応じた収容避難所の整備方針の策定し、収容避難所の機能強化を図る。 なお、避難所の指定後は避難所等を表示した案内図、案内板等を設置し、市民や来訪者等に対する周知を行うほか、防災マップの配布や広報活動等を適時実施し、避難場所の周知徹底を図る。 (1) ～ (3) 略
-------------	--	--

(続き)	(4) 収容避難所の留意事項 ア～オ 略 カ <u>やさしい日本語やピクトグラム</u> (視覚記号) を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。 キ・ク 略 (5) 略	(4) 収容避難所の留意事項 ア～オ 略 カ ピクトグラム (視覚記号) を利用し、日本語が十分に理解できない外国人避難者に配慮した情報伝達体制の整備を図ること。 キ・ク 略 (5) 略
2 2 5	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1・2 略 3 市職員を対象とした防災訓練 (危機管理部、総務部) <u>訓練を通じて災害時に主体性を持って迅速に行動できる職員や災害対応の専門的な知見を有する職員の育成に努める。</u> (1) ～ (4) 略 3～6 略	第2項 市が実施する対策 訓練を実施する際には、男女共同参画の視点を取り入れることに加え、高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者や女性、自主防災組織、企業、ボランティア団体等の多様な主体の参画に努める。 1・2 略 3 市職員を対象とした防災訓練 (危機管理部、総務部) (1) ～ (4) 略 3～6 略
2 4 5	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後にお	第1項 計画の主旨 大規模災害が発生した際は、県内外の関係機関や応援協定団体の支援を受けることとなる。発災直後に

(続き)	いても各種支援・応援の<u>受入れが可能な体制の整備、情報共有のあり方、執務スペース、活動拠点、宿泊場所の環境確保を目指す。</u>	においても各種支援・応援の<u>受入が可能な体制整備を目指す。</u>
2 4 6	第 2 項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 ～ 8 略 9 三重県広域受援計画への対応 上記の各種受援体制を確保するために、<u>三重県広域受援計画と整合した市の受援計画を策定に取り組む。</u> 10・11 略 12 <u>応援時の留意事項</u> <u>被災地に応援職員を派遣する際は、県と協力して応援職員の活動拠点の確保、女性職員が安心して活動できる環境の確保、確実に業務の引継ぎができる方法の検討、派遣体制などをあらかじめ検討するように努める。</u>	第 2 項 市が実施する対策（危機管理部、総務部） 1 ～ 8 略 9 三重県広域受援計画への対応 上記の各種受援体制を確保するために、<u>三重県広域受援計画（平成 3 1 年 3 月）に準ずる包括的な受援計画の策定について検討する。</u> 10・11 略
2 4 7	第 2 項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、<u>災害ケースマネジメントなどの被災者支援の仕組みの整備等に努めるとともに、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イ</u>	第 2 項 市が実施する対策 1 被災者支援体制の整備 各種被災者生活再建支援制度について、事前に被災者支援体制を整え、発災時においても早急に対応できるよう努める。また、イスのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口

(続き)	スのサンケイホール鈴鹿を活用した、被災者生活再建支援のワンストップ窓口の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略	の実施や、自治体応援職員支援事務室の整備を行う。 2～6 略
------	---	--